

新潟市立学校部活動指導員配置要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市立学校部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下「部活動指導員」という。)を配置することにより、部活動の充実と教職員の負担軽減を図ることを目的とする。

(任用)

第2条 部活動指導員は、以下の要件をすべて満たした者の中から新潟市教育委員会が任命する。

- (1) 当該校の運営方針を遵守し、部活動の意義を理解するとともに、校長・顧問教員との連携を図り、部活動指導員の職務を誠実に遂行できる者。
- (2) 教育現場にふさわしい人格と適性があり、校長が認める者。
- (3) 指導種目等に係る学校の部活動、地域のスポーツ活動または文化的活動等において、一定期間(3年程度)指導をした経験があるか、それに該当する実技を有する者で校長が認めた者。
- (4) 教職員免許を有する者又は教員を退職した者、スポーツ団体等の指導者資格を有する者、また、それらに準ずると校長が認めた者。
- (5) 学校教育法第9条各号の規定のいずれにも該当しない者。
- (6) 20歳以上の者。

(身分)

第3条 部活動指導員は、地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任期)

第4条 部活動指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、年度途中で任用された者については、任用したその日からその日が属する年度の末日までとする。任用された翌年度に再任用することは可能であるが、同一の学校において同一の部活動を指導できるのは、最長3年間とする。

(職務)

第5条 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)において、校長の監督の下に次に挙げる職務を行うことができる。

- (1) 技術指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・コンクール・練習試合等)の引率は、新潟市内に限る。ただし、中体連等の大会・コンクール等は新潟市内に限らず、引率することができる。
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 保護者等への連絡(必要に応じて顧問教員等と連携して行う。)
- (6) 年間・月間指導計画の作成(必要に応じて顧問教員等と連携して作成する。)
- (7) 生徒指導に係る対応(顧問教員等と連携し、学校として組織的に対応する。)
- (8) 事故が発生した場合の現場対応(顧問教員等と連携し、学校として組織的に対応する。)
- (9) 種目規則に従っての審判や大会役員

(勤務日および勤務時間)

第6条 部活動指導員は、学校の指導計画に定めた日（以下「指導日」という。）に部活動の指導を行うものとする。

2 部活動指導員の1回の勤務時間は、平日は2時間、週休日・祝日等は3時間を基本とする。

3 部活動指導員の勤務時間は、年515時間以内とする。

(報酬の額等)

第7条 部活動指導員の報酬は勤務1時間当たり1,600円（地域手当を含む。）とする。

2 部活動指導員が新潟市給与条例第14条の2に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤手当相当の報酬を支給する。

3 部活動指導員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

(服務)

第8条 部活動指導員は、体罰やハラスメント行為など、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

2 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(災害補償)

第9条 災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第2項により、労働者災害補償保険の適用となる。

(免職)

第10条 新潟市教育委員会は、部活動指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、地方公務員第28条第1項の規定により免職とすることができる。

(1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき。

(2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。

(3) 第8条の規定に違反したとき。

(4) 予算の減額その他の教育委員会の事情により、部活動指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(配置の申請)

第11条 部活動指導員の配置を希望する校長は、部活動指導員配置申請書（様式2号）に必要事項を記入し、新潟市教育委員会に提出するものとする。なお、当該校がスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「新潟市立中学校部活動指導のガイドライン」を遵守していることを前提とする。

(配置の決定)

第12条 新潟市教育委員会は、候補者名簿の中から部活動指導員の配置を決定したときは、派遣申請書を提出した校長に対し、部活動指導員配置決定通知書（様式3号）により通知する。

(実績の報告)

第13条 部活動指導員は、毎月の勤務終了後、速やかに部活動指導員出務票（様式1号）を校長

に提出しなければならない。校長は受領後、遅滞なくその実績について新潟市教育委員会に報告しなければならない。

(指導の中止)

第 14 条 部活指導員による指導を中止したときは、校長は新潟市教育委員会に部活動指導員中止届（様式 4 号）を提出する。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、部活動指導員について必要な事項は新潟市教育委員会が別に定める。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。